

社会福祉法人 芽室町社会福祉協議会  
役員等に対する報酬及び費用弁償等支給規程

平成14年 9月11日  
芽社協規程 第 2 号

(目 的)

第1条 この規程は、芽室町社会福祉協議会の役員、評議員及び会長が委嘱した委員会等の委員（以下「委員」という。）に対する報酬・費用弁償又は旅費の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員のうち、会長並びに常務理事に対し報酬を支給する。

ただし、非常勤（指定曜日に勤務する場合を除き）、また、職員を兼務する者は対象とはならない。

2 支給する報酬額は、月額50,000円とする。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除し、毎月21日に本人が指定する銀行口座への振り込みによって支払う。ただし、その日が休日に当たるときは、順次繰り上げて支給する。

(費用弁償及旅費の種類)

第3条 費用弁償及び旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種とする。

2 費用弁償及び旅費は、会長が召集した会議および行事等のほか会長が必要と認めた他の機関・団体の会議及び行事等に出席した役員、評議員及び委員に対し支給する。

3 費用弁償及び旅費の額は、職員旅費支給規程（平成12年12月21日芽社協規程第6号）に規定する額とする。

ただし、日当は次の表に定める額とする。

(1) 役員、評議員

町 内	丙地方(帯広市を含む)	乙 地 方	甲 地 方
2,000円	2,000円	2,200円	2,600円

(2) 委員

町 内	丙地方(帯広市を含む)	乙 地 方	甲 地 方
2,000円	2,000円	2,200円	2,600円

4 費用弁償及び旅費は、四半期毎に出席状況を確認及び集計し、翌月の末日に本人が指定する銀行口座への振り込みによって支払う。ただし、その日が休日に当たるときは、順次繰り上げて支給する。ただし、前払いを要するものについては、事前に現金により支給する。

(参会認定)

第4条 役員、評議員及び委員の参会等の有無は、会長または当該委員会の長の認定するところによる。

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成14年9月9日より施行する。

(既存規程の廃止)

2 芽室町社会福祉協議会役員、委員に対する費用弁償等支給規程（平成9年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。（第2条・第3条改正）

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。（第2条・第3条改正）

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。（第3条改正）

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。（第2条改正）

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。（第2条・第3条改正）